

地域の高齢者の生活や健康、介護などを総合的に支援します

# 地域包括支援センターへご相談ください

## 相談は無料です

### 総合相談

高齢者やその家族の方などの相談を総合的に受け付け、介護保険・福祉の制度と地域の社会資源を利用して、支援します。



### 介護予防

要介護認定で、「要支援1」「要支援2」と認定された方の予防介護サービス利用の支援を行います。



## 秘密は守ります

### 権利擁護

高齢者への虐待の早期発見・防止・対応など行います。また、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の相談を行ないます。



### 包括的・継続的 ケアマネジメント

地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）と連携し、相談・助言や研修などを行うことで支援します。



◆問い合わせ先 高齢福祉課(えぼか内)地域包括支援センター ☎63-2780

## 成年後見制度について

認知症、精神障害などで判断能力が十分ではない方は、自分に不利な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。また、預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所契約、家賃の支払いや契約の更新などの手続きを自分で行うのが難しい場合も出てきます。

このような判断能力の不十分な成年の方を保護し、支援する仕組みが「成年後見制度」です。

成年後見制度は、法定後見制度(成年後見人等が本人に代わって契約したり、本人が自分で行う)

法律行為に同意を与えたりすること、本人を保護・支援すると、判断能力が低下した場合に備えて自ら選んだ代理人と契約を結んでおく任意後見制度があります。

成年後見制度は、家庭裁判所へ申立てが必要で、申立てができるのは本人、配偶者、四親等内の親族等になります。

家庭裁判所から選ばれる成年後見人等には、これまでは本人の親族がほとんどでした。しかし、最近は親族が48・5%、弁護士・司法書士や社会福祉士など第三者への選任が51・5%となっています。

### ◆主な相談窓口

- 家庭裁判所
- 法テラス 二本松出張所
- ☎024-533-7234
- 本宮市地域包括支援センター
- ☎63-2780



就職したとき・退職したときは  
国民健康保険と国民年金の手続きをお忘れなく!!

# 国保だより

KOKUHODAYORI

## 国民健康保険

■職場の健康保険(健康保険組合・共済組合など)に加入したとき

現在、国民健康保険に加入している方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。

■職場の健康保険を脱退したとき

国民健康保険に加入する手続きが必要ですが、



### 届出に必要なもの

- 社会保険の被保険者証(手続きされる方全員分)
- 国民健康保険の被保険者証(手続きされる方全員分)
- 高齢受給者証(70歳から74歳までの方)

### 届出に必要なもの

- 離職証明書または社会保険資格喪失証明書(離職年月日、被保険者証の記号・番号、被扶養者等の記載のあるもの)
- 認め印と年金証書(年齢が60歳～64歳までの方で、厚生年金等に20年以上、または40歳以降に10年以上厚生年金等に加入していた方)

## 国民年金

国民健康保険と同様、就職や退職・転職された方は手続きが必要です。必要書類は国民健康保険と同じですが、年金手帳をご持参いただければ、国民年金の記録について記載することが出来ます。国民健康保険と年金を合わせて手続きします。

なお、平成26年4月から平成27年3月までの国民年金保険料は、毎月15,250円です。

### ■20歳以上の学生の学生納付特例制度のお知らせ

20歳以上の学生の方は、国民年金保険料の支払が猶予される「学生納付特例制度」を申請できます。この制度は、本人の所得が一定以下の学生が対象となり、家族

### 申請に必要なもの

- 学生証(コピー可)または在学証明書(平成26年4月以降に発行されたもの)
- 印鑑

の方の所得は問いません。猶予期間は4月から翌年3月で、一年ごとに申請が必要です。

なお、平成25年度以前に学生納付特例申請をされた方で、年金事務所へ、卒業年度の記入したことを確認できた場合は、年金事務所より封書が郵送されます。封書の中に返信用のはがきが入っていますので、必要事項を記入のうえ、年金事務所へ返信してください。その場合は、市役所での手続きは不要です。

### ◆手続き・問い合わせ先

- 市民課 国保年金係
- ☎33-11111
- (内線125-127)
- 白沢総合支所
- 市民福祉課 市民窓口係
- ☎44-2114(直通)

